

女川2号機 新規基準適合に伴う既設設備改造/修理工事一覧

1. 改造工事一覧

工事No.	工事概要(着手制限項目)	対象設備および今回申請における施設設備区分					系統構成変更 有無 (主配管)	S A 隔離 有無 (主配管)	適合性確認条文	実用炉規則別表第一	
		設備名称	施設区分	設備区分	系統	機器区分				工事区分	手続き
1	制御棒貯蔵ハンガ撤去に伴い (要目表記載事項(容量)の変更)	使用済燃料プール(設計基準対象施設としてのみ第1,2号機共用)	2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	2.3 使用済燃料貯蔵設備	-	(1) 使用済燃料貯蔵槽			別紙 1	改造	認可申請
2	耐震補強に伴い (要目表記載事項(主要寸法, 材料)の変更)	制御棒貯蔵ラック	2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	2.3 使用済燃料貯蔵設備	-	(5) 制御棒貯蔵ラック			別紙 2	改造	届出
3	耐震補強に伴い (要目表記載事項(容量)の変更, 一部廃止)	制御棒貯蔵ハンガ	2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	2.3 使用済燃料貯蔵設備	-	(6) 制御棒貯蔵ハンガ			別紙 3	改造	届出
4	SA系統(代替循環冷却系)の接続のため管継手を追設する。 (要目表記載事項の変更)	サブレーションチェンバ出口配管A系合流点 ～ 代替循環冷却系吸込配管分岐点	3. 原子炉冷却系統移設	3.5 残留熱除去設備	3.5.1 残留熱除去系	(8) 主配管(常設)	なし	有	別紙 4	改造	認可申請
5	SA系統(代替循環冷却系)の接続のため管継手を追設する。 (要目表記載事項の変更)	代替循環冷却系注入配管合流点 ～ 残留熱除去系熱交換機(A)バイパス配管分岐点	3. 原子炉冷却系統移設	3.5 残留熱除去設備	3.5.1 残留熱除去系	(8) 主配管(常設)				改造	認可申請
6	SA系統(原子炉格納容器代替スプレイ冷却系)の接続のため管継手を追設する。 (要目表記載事項の変更)	ドライウェルスプレイ注入配管A系分岐点 ～ 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系A系注入配管合流点	3. 原子炉冷却系統移設	3.5 残留熱除去設備	3.5.1 残留熱除去系	(8) 主配管(常設)				改造	認可申請
7	SA系統(原子炉格納容器代替スプレイ冷却系)の接続のため管継手を追設する。 (要目表記載事項の変更)	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系A系注入配管合流点 ～ 原子炉格納容器配管貫通部(X-30A)	3. 原子炉冷却系統移設	3.5 残留熱除去設備	3.5.1 残留熱除去系	(8) 主配管(常設)				改造	認可申請
8	SA系統(原子炉格納容器代替スプレイ冷却系)の接続のため管継手を追設する。 (要目表記載事項の変更)	ドライウェルスプレイ注入配管B系分岐点 ～ 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系B系注入配管合流点	3. 原子炉冷却系統移設	3.5 残留熱除去設備	3.5.1 残留熱除去系	(8) 主配管(常設)				改造	認可申請
9	SA系統(原子炉格納容器代替スプレイ冷却系)の接続のため管継手を追設する。 (要目表記載事項の変更)	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系B系注入配管合流点 ～ 原子炉格納容器配管貫通部(X-30B)	3. 原子炉冷却系統移設	3.5 残留熱除去設備	3.5.1 残留熱除去系	(8) 主配管(常設)				改造	認可申請

女川2号機 新規基準適合に伴う既設設備改造/修理工事一覧

1. 改造工事一覧

工事No.	工事概要(着手制限項目)	対象設備および今回申請における施設設備区分					系統構成変更 有無 (主配管)	S A 隔離 有無 (主配管)	適合性確認条文	実用炉規則別表第一	
		設備名称	施設区分	設備区分	系統	機器区分				工事区分	手続き
10	SA系統(低圧代替注水系)の接続のため管継手を追設する。 (要目表記載事項の変更)	復水貯蔵タンク出口配管分岐点 ～ 直流駆動低圧注水系ポンプ吸込配管分岐点	3. 原子炉冷却系統移設	3.6 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備	3.6.1 高圧炉心スプレイ系	(7) 主配管(常設)	なし	有	別紙5	改造	認可申請
11	SA系統(低圧代替注水系)の接続のため管継手を追設する。 (要目表記載事項の変更)	直流駆動低圧注水系ポンプ吐出配管合流点 ～ 原子炉格納容器配管貫通部(X-35)	3. 原子炉冷却系統移設	3.6 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備	3.6.1 高圧炉心スプレイ系	(7) 主配管(常設)				改造	認可申請
12	SA系統(低圧代替注水系等)の接続のため管継手を追設する。 (要目表記載事項の変更)	復水貯蔵タンク出口配管分岐点 ～ 低圧代替注水系吸込配管分岐点	3. 原子炉冷却系統施設	3.6 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備	3.6.1 高圧炉心スプレイ系	(7) 主配管(常設)				改造	認可申請
13	SA系統(高圧代替注水系等)の接続のため管及び管継手を追設する。 (要目表記載事項の変更)	低圧代替注水系吸込配管分岐点 ～ 高圧代替注水系吸込配管分岐点	3. 原子炉冷却系統移設	3.6 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備	3.6.1 高圧炉心スプレイ系	(7) 主配管(常設)				改造	認可申請
14	SA系統(高圧代替注水系)の接続のため管継手を追設する。 (要目表記載事項の変更)	原子炉格納容器外側アンカ ～ 高圧代替注水系蒸気入口配管分岐点	3. 原子炉冷却系統移設	3.7 原子炉冷却材補給設備	3.7.1 原子炉隔離時冷却系	(5) 主配管	なし	有	別紙6	改造	認可申請
15	SA系統(高圧代替注水系)の接続のため管を追設する。 (要目表記載事項の変更)	原子炉隔離時冷却系ポンプ駆動用タービン ～ 原子炉隔離時冷却系タービン排気配管合流点	3. 原子炉冷却系統移設	3.7 原子炉冷却材補給設備	3.7.1 原子炉隔離時冷却系	(5) 主配管				改造	認可申請
16	SA系統(高圧代替注水系)の接続のため管継手を追設する。 (要目表記載事項の変更)	原子炉隔離時冷却系タービン排気配管合流点 ～ 原子炉格納容器配管貫通部(X-222)	3. 原子炉冷却系統移設	3.7 原子炉冷却材補給設備	3.7.1 原子炉隔離時冷却系	(5) 主配管				改造	認可申請
17	SA系統のバウンダリとなるBクラス主配管をSs機能維持させるために耐震補強を実施する。 (要目表記載事項(厚さ, 材料)の変更)	復水貯蔵タンク ～ 補給水系配管合流点	3. 原子炉冷却系統施設	3.7 原子炉冷却材補給設備	3.7.2 補給水系	(5) 主配管	なし	有	別紙7	改造	認可申請
18	SA系統(低圧代替注水系等)の接続のため管及び管継手を追設する。 (要目表記載事項の変更)	補給水系配管合流点 ～ 復水移送ポンプ	3. 原子炉冷却系統施設	3.7 原子炉冷却材補給設備	3.7.2 補給水系	(5) 主配管				改造	認可申請
19	SA系統(高圧代替注水系)の接続のため管及び管継手を追設する。 (要目表記載事項の変更)	高圧代替注水系注入配管合流点 ～ 原子炉冷却材浄化系A系注入配管合流点	3. 原子炉冷却系統施設	3.9 原子炉冷却材浄化設備	3.9.1 原子炉冷却材浄化系	(6) 主配管	なし	有	別紙8	改造	認可申請

女川2号機 新規基準適合に伴う既設設備改造/修理工事一覧

1. 改造工事一覧

工事No.	工事概要（着手制限項目）	対象設備および今回申請における施設設備区分					系統構成変更 有無 (主配管)	S A 隔離 有無 (主配管)	適合性確認条文	実用炉規則別表第一	
		設備名称	施設区分	設備区分	系統	機器区分				工事区分	手続き
20	SA対策として管を追設する。 (SR弁のアクチュエータに直接窒素を供給する代替高圧窒素ガス供給系新設に伴う窒素ガス排気ライン追加)。 (要目表記載事項の変更)	B21-F001A,L ～ 原子炉格納容器配管貫通部(X-106B)	4 計測制御系統施設	4.8 制御用空気設備	4.8.1 高圧窒素ガス供給系	(5) 主配管	有	有	別紙9	改造	届出
21	SA対策として管を追設する。 (SR弁のアクチュエータに直接窒素を供給する代替高圧窒素ガス供給系新設に伴う窒素ガス排気ライン追加)。 (要目表記載事項の変更)	原子炉格納容器配管貫通部(X-106B) ～ 代替高圧窒素ガス供給系A系窒素供給配管分岐点	4 計測制御系統施設	4.8 制御用空気設備	4.8.1 高圧窒素ガス供給系	(5) 主配管				改造	届出
22	SA対策として管を追設する。 (SR弁のアクチュエータに直接窒素を供給する代替高圧窒素ガス供給系新設に伴う窒素ガス排気ライン追加)。 (要目表記載事項の変更)	代替高圧窒素ガス供給系A系窒素供給配管分岐点 ～ 原子炉格納容器配管貫通部(X-106B)	4 計測制御系統施設	4.8 制御用空気設備	4.8.1 高圧窒素ガス供給系	(5) 主配管				改造	届出
23	SA対策として管を追設する。 (SR弁のアクチュエータに直接窒素を供給する代替高圧窒素ガス供給系新設に伴う窒素ガス排気ライン追加)。 (要目表記載事項の変更)	原子炉格納容器配管貫通部(X-106B) ～ 開放端	4 計測制御系統施設	4.8 制御用空気設備	4.8.1 高圧窒素ガス供給系	(5) 主配管				改造	届出
24	SA対策として管を追設する。 (SR弁のアクチュエータに直接窒素を供給する代替高圧窒素ガス供給系新設に伴う窒素ガス排気ライン追加)。 (要目表記載事項の変更)	B21-F001E,J ～ 原子炉格納容器配管貫通部(X-91)	4 計測制御系統施設	4.8 制御用空気設備	4.8.1 高圧窒素ガス供給系	(5) 主配管				改造	届出
25	SA対策として管を追設する。 (SR弁のアクチュエータに直接窒素を供給する代替高圧窒素ガス供給系新設に伴う窒素ガス排気ライン追加)。 (要目表記載事項の変更)	原子炉格納容器配管貫通部(X-91) ～ 代替高圧窒素ガス供給系B系窒素供給配管分岐点	4 計測制御系統施設	4.8 制御用空気設備	4.8.1 高圧窒素ガス供給系	(5) 主配管				改造	届出
26	SA対策として管を追設する。 (SR弁のアクチュエータに直接窒素を供給する代替高圧窒素ガス供給系新設に伴う窒素ガス排気ライン追加)。 (要目表記載事項の変更)	代替高圧窒素ガス供給系B系窒素供給配管分岐点 ～ 原子炉格納容器配管貫通部(X-91)	4 計測制御系統施設	4.8 制御用空気設備	4.8.1 高圧窒素ガス供給系	(5) 主配管				改造	届出
27	SA対策として管を追設する。 (SR弁のアクチュエータに直接窒素を供給する代替高圧窒素ガス供給系新設に伴う窒素ガス排気ライン追加)。 (要目表記載事項の変更)	原子炉格納容器配管貫通部(X-91) ～ 開放端	4 計測制御系統施設	4.8 制御用空気設備	4.8.1 高圧窒素ガス供給系	(5) 主配管	改造	届出			

水川2号機 新規基準適合に伴う既設設備改造/修理工事一覧

1. 改造工事一覧

工事No.	工事概要（着手制限項目）	対象設備および今回申請における施設設備区分					系統構成変更 有無 (主配管)	S A 隔離 有無 (主配管)	適合性確認条文	実用炉規則別表第一	
		設備名称	施設区分	設備区分	系統	機器区分				工事区分	手続き
28	溢水対策のため、サプレッションプール水貯蔵系を廃止する。 (基本設計方針の変更)	サプレッションプール水貯蔵系（一部 第1,2号機共用） (基本設計方針)	5.放射性廃棄物の廃棄施設	5.5 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針	-	-			別紙10	改造（廃止）	認可申請
29	【参考：手続き対象外】 サプレッションプール水貯蔵系廃止に伴い、ポンプを撤去する。 (手続き対象外)	サプレッションプール水移送ポンプ	5.放射性廃棄物の廃棄施設	5.2 気体、液体又は固体廃棄物処理設備 5.2.2 液体廃棄物処理系	5.2.2.4 サプレッションプール水貯蔵系	(2) ポンプ				改造（廃止）	-
30	サプレッションプール水貯蔵系廃止に伴い、容器を撤去する。 (要目表の変更（削除）)	サプレッションプール水貯蔵タンク（第 1,2号機共用）	5.放射性廃棄物の廃棄施設	5.2 気体、液体又は固体廃棄物処理設備 5.2.2 液体廃棄物処理系	5.2.2.4 サプレッションプール水貯蔵系	(4) 容器				改造（廃止）	届出
31	サプレッションプール水貯蔵系廃止に伴い、第1号機設備の共用を廃止する。 (要目表の変更（削除）)	サプレッションプール水貯蔵タンク（第 1号機設備、第1,2号機共用）	5.放射性廃棄物の廃棄施設	5.2 気体、液体又は固体廃棄物処理設備 5.2.2 液体廃棄物処理系	5.2.2.4 サプレッションプール水貯蔵系	(4) 容器				改造（共用廃止）	届出
32	サプレッションプール水貯蔵系廃止に伴い、主要弁を撤去する。 (要目表の変更（削除）)	P81-F001	5.放射性廃棄物の廃棄施設	5.2 気体、液体又は固体廃棄物処理設備 5.2.2 液体廃棄物処理系	5.2.2.4 サプレッションプール水貯蔵系	(9) 主要弁				改造（廃止）	認可申請
33	サプレッションプール水貯蔵系廃止に伴い、主配管を撤去する。 (要目表の変更（削除）)	主配管 主配管（第1,2号機共用）	5.放射性廃棄物の廃棄施設	5.2 気体、液体又は固体廃棄物処理設備 5.2.2 液体廃棄物処理系	5.2.2.4 サプレッションプール水貯蔵系	(10) 主配管				改造（廃止）	届出
34	サプレッションプール水貯蔵系廃止に伴い、第1号機設備の共用を廃止する。 (要目表の変更（削除）)	主配管（第1号機設備、第1,2号 機共用）	5.放射性廃棄物の廃棄施設	5.2 気体、液体又は固体廃棄物処理設備 5.2.2 液体廃棄物処理系	5.2.2.4 サプレッションプール水貯蔵系	(10) 主配管				改造（共用廃止）	届出
35	サプレッションプール水貯蔵系廃止に伴い、堰を撤去する。 (要目表の変更（削除）)	サプレッションプール水貯蔵タンクエリア 及びサプレッションプール水貯蔵タンク 連絡タクトの施設外との境界壁面及び これに囲まれた床面	5.放射性廃棄物の廃棄施設	5.3 堰その他の設備	5.3.1 その他（堰）	(2) 施設外への漏えいを防止するために施設する堰その他の設備				改造（廃止）	届出
36	サプレッションプール水貯蔵系廃止に伴い、第1号機設備の共用を廃止する。 (要目表の変更（削除）)	サプレッションプール水貯蔵タンクエリア 及び配管エリアと施設外との境界壁 面及び床面（第1号機設備）	5.放射性廃棄物の廃棄施設	5.3 堰その他の設備	5.3.1 その他（堰）	(2) 施設外への漏えいを防止するために施設する堰その他の設備				改造（共用廃止）	届出
37	サプレッションプール水貯蔵系廃止に伴い、第1号機設備の共用を廃止する。 (要目表の変更（削除）)	サプレッションプール水貯蔵タンクの漏 えいの検出装置及び警報装置（第1 号機設備）	5.放射性廃棄物の廃棄施設	5.4 原子炉格納容器本体外の廃棄物貯蔵設備又は廃棄物処理設備からの流体上の放射性廃棄物の漏えいの検出装置又は自動警報装置	-	-				改造（共用廃止）	届出
38	安全対策設備設置による敷地造成に伴い、モニタリングポスト No.5の移設工事（機器仕様の変更なし）を実施する。 (要目表記載事項（取付箇所）の変更)	モニタリングポスト （第1号機設備、第1,2,3号機共 用）	6.放射線管理施設	6.1 放射線管理用計測装置	-	(3) 固定式周辺モニタリング設備			別紙11	改造	届出

女川2号機 新規規制基準適合に伴う既設設備改造/修理工事一覧

1. 改造工事一覧

工事No.	工事概要(着手制限項目)	対象設備および今回申請における施設設備区分					系統構成変更 有無 (主配管)	S A 隔離 有無 (主配管)	適合性確認条文	実用炉規則別表第一	
		設備名称	施設区分	設備区分	系統	機器区分				工事区分	手続き
39	中央制御室(第1,2号機)の分離に伴い、中央制御室遮蔽の変更(鋼板扉の設置)を実施する。 (要目表記載事項(主要寸法、冷却方法、材料)の変更)	中央制御室しゃへい壁	6. 放射線管理施設	6.3 生体遮蔽装置	-	(4) 中央制御室遮蔽			別紙12	改造	認可申請
40	接続する原子炉格納容器調気系主配管の改造に伴う変更 (要目表記載事項(主要寸法:長さ)の変更)	X-230	7. 原子炉格納施設	7.1 原子炉格納容器	(4) 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部	a. 配管貫通部 (b) ペローズなし貫通部 [1] 直管型			別紙13	改造	認可申請
41	接続する原子炉格納容器調気系主配管の改造に伴う変更 (要目表記載事項(主要寸法:長さ)の変更)	X-231	7. 原子炉格納施設	7.1 原子炉格納容器	(4) 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部	a. 配管貫通部 (b) ペローズなし貫通部 [1] 直管型				改造	認可申請
42	接続する残留熱除去系主配管の改造に伴う変更 (要目表記載事項(主要寸法:長さ)の変更)	X-30B	7. 原子炉格納施設	7.1 原子炉格納容器	(4) 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部	a. 配管貫通部 (b) ペローズなし貫通部 [1] 直管型				改造	認可申請
43	サブプレッションプール水貯蔵系の撤去に伴う変更 (要目表記載事項(主要寸法:長さ)の変更, 端板の追加)	X-233	7. 原子炉格納施設	7.1 原子炉格納容器	(4) 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部	a. 配管貫通部 (b) ペローズなし貫通部 [1] 直管型				改造	認可申請
44	SA系統(原子炉格納容器フィルタベント系(自主対策設備))の接続のため、予備ベネから変更。 (要目表記載事項(主要寸法:長さ)の変更, 端板の撤去)	X-243	7. 原子炉格納施設	7.1 原子炉格納容器	(4) 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部	a. 配管貫通部 (b) ペローズなし貫通部 [1] 直管型				改造	認可申請
45	SA系統(原子炉格納容器フィルタベント系)の接続のため、予備ベネから変更。 (要目表記載事項(主要寸法:長さ)の変更, 端板の撤去)	X-281	7. 原子炉格納施設	7.1 原子炉格納容器	(4) 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部	a. 配管貫通部 (b) ペローズなし貫通部 [1] 直管型				改造	認可申請
46	SA系統(代替高圧窒素ガス供給系)の接続のため、直結型(予備ベネ)から二重管型に変更する。 (要目表記載事項(主要寸法:厚さ, 長さ)の変更, 管の追加)	X-91	7. 原子炉格納施設	7.1 原子炉格納容器	(4) 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部	a. 配管貫通部 (b) ペローズなし貫通部 [2] 二重管型				改造	認可申請
47	SA系統(原子炉格納容器下部注水系)の接続のため、直結型(予備ベネ)から二重管型に変更する。 (要目表記載事項(主要寸法:厚さ, 長さ)の変更, 管の追加)	X-92	7. 原子炉格納施設	7.1 原子炉格納容器	(4) 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部	a. 配管貫通部 (b) ペローズなし貫通部 [2] 二重管型				改造	認可申請
48	SA系統(原子炉格納容器pH調整系(自主対策設備))の接続のため、直結型(予備ベネ)から二重管型に変更する。 (要目表記載事項(主要寸法:厚さ, 長さ)の変更, 管の追加)	X-93	7. 原子炉格納施設	7.1 原子炉格納容器	(4) 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部	a. 配管貫通部 (b) ペローズなし貫通部 [2] 二重管型				改造	認可申請
49	SA系統(代替高圧窒素ガス供給系)の接続のため、電気配線貫通部(予備ベネ)から二重管型に変更する。 (要目表記載事項(主要寸法:厚さ, 長さ)の変更, 管の追加)	X-106B	7. 原子炉格納施設	7.1 原子炉格納容器	(4) 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部	a. 配管貫通部 (b) ペローズなし貫通部 [2] 二重管型				改造	認可申請

女川2号機 新規制基準適合に伴う既設設備改造/修理工事一覧

1. 改造工事一覧

工事No.	工事概要(着手制限項目)	対象設備および今回申請における施設設備区分					系統構成変更 有無 (主配管)	S A 隔離 有無 (主配管)	適合性確認条文	実用炉規則別表第一	
		設備名称	施設区分	設備区分	系統	機器区分				工事区分	手続き
50	可搬型窒素ガス供給系の接続に伴い、弁一式を取り替える。 (要目表記載事項(主要寸法、駆動方法)の変更)	T48-F011	7. 原子炉格納施設	7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (8) 原子炉格納容器調気設備	a 原子炉格納容器調気系	二 主要弁			別紙14	改造	認可申請
51	原子炉格納容器フィルタベント系の接続に伴い、弁一式を取り替える。 (要目表記載事項(駆動方法)の変更)	T48-F019	7. 原子炉格納施設	7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (8) 原子炉格納容器調気設備	a 原子炉格納容器調気系	二 主要弁				改造	認可申請
52	原子炉格納容器フィルタベント系の接続に伴い、弁一式を取り替える。 (要目表記載事項(駆動方法)の変更)	T48-F022	7. 原子炉格納施設	7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (8) 原子炉格納容器調気設備	a 原子炉格納容器調気系	二 主要弁				改造	認可申請
53	耐震設計の見直しにより、配管を取り替える。 (要目表記載事項の変更)	ドライウエル入口配管分岐点 ～ サブレーションチェンバ	7. 原子炉格納施設	7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (8) 原子炉格納容器調気設備	a 原子炉格納容器調気系	ホ 主配管	なし	有	別紙15	改造	認可申請
54	耐震設計の見直しにより、配管を取り替える。 (要目表記載事項の変更)	原子炉建屋内 ～ サブレーションチェンバ入口配管合流点 2	7. 原子炉格納施設	7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (8) 原子炉格納容器調気設備	a 原子炉格納容器調気系	ホ 主配管				改造	認可申請
55	耐震設計の見直しにより、配管を取り替える。 (要目表記載事項の変更)	T48-F010 ～ T48-F011入口側合流点	7. 原子炉格納施設	7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (8) 原子炉格納容器調気設備	a 原子炉格納容器調気系	ホ 主配管				改造	認可申請
56	可搬型窒素ガス供給系の接続に伴い、管継手を追設する。また、耐震設計の見直しにより、配管を取り替える。 (要目表記載事項の変更)	T48-F011入口側合流点 ～ T48-F002出口側合流点	7. 原子炉格納施設	7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (8) 原子炉格納容器調気設備	a 原子炉格納容器調気系	ホ 主配管				改造	認可申請
57	耐震設計の見直しにより、配管を取り替える。 (要目表記載事項の変更)	ドライウエル補給用窒素配管分岐点 ～ 原子炉建屋内吸込配管合流点	7. 原子炉格納施設	7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (8) 原子炉格納容器調気設備	a 原子炉格納容器調気系	ホ 主配管				改造	認可申請
58	原子炉格納容器フィルタベント系の接続に伴い、管継手を追設する。また、耐震設計の見直しにより、配管を取り替える。 (要目表記載事項の変更)	原子炉建屋格納容器配管貫通部 (X-230) ～ ドライウエル出口配管分岐点	7. 原子炉格納施設	7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (8) 原子炉格納容器調気設備	a 原子炉格納容器調気系	ホ 主配管	改造	認可申請			
59	実用炉規則変更に伴う既存設備の追加申請	燃料移送ポンプ	8. その他発電用原子炉の附属設備 8.1 非常用電源設備	8.1.2 非常用発電装置 8.1.2.1 非常用ディーゼル発電設備	(4) 燃料設備	イ ポンプ(常設)			別紙16	改造	届出
60	実用炉規則変更に伴う既存設備の追加申請	非常用ディーゼル発電設備 軽油タンク	8. その他発電用原子炉の附属設備 8.1 非常用電源設備	8.1.2 非常用発電装置 8.1.2.1 非常用ディーゼル発電設備	(4) 燃料設備	ロ 容器(常設)			別紙17	改造	認可申請

女川2号機 新規規制基準適合に伴う既設設備改造/修理工事一覧

1. 改造工事一覧

工事No.	工事概要(着手制限項目)	対象設備および今回申請における施設設備区分					系統構成変更 有無 (主配管)	S A 隔離 有無 (主配管)	適合性確認条文	実用炉規則別表第一	
		設備名称	施設区分	設備区分	系統	機器区分				工事区分	手続き
61	実用炉規則変更に伴う既存設備の追加申請	主配管	8. その他発電用原子炉の附属設備 8.1 非常用電源設備	8.1.2 非常用発電装置 8.1.2.1 非常用ディーゼル発電設備	(4) 燃料設備	二 主配管 (常設)	有	有	別紙18	改造	届出
62	実用炉規則変更に伴う既存設備の追加申請	燃料移送ポンプ	8. その他発電用原子炉の附属設備 8.1 非常用電源設備	8.1.2 非常用発電装置 8.1.2.2 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備	(4) 燃料設備	イ ポンプ (常設)			別紙19	改造	届出
63	実用炉規則変更に伴う既存設備の追加申請	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 軽油タンク	8. その他発電用原子炉の附属設備 8.1 非常用電源設備	8.1.2 非常用発電装置 8.1.2.2 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備	(4) 燃料設備	ロ 容器 (常設)			別紙20	改造	認可申請
64	実用炉規則変更に伴う既存設備の追加申請	主配管	8. その他発電用原子炉の附属設備 8.1 非常用電源設備	8.1.2 非常用発電装置 8.1.2.2 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備	(4) 燃料設備	二 主配管 (常設)	有	有	別紙21	改造	認可申請
65	重大事故等時の対応に必要な設備に直流電力の供給を行うことが可能な蓄電池の容量に変更するため改造する。 (要目表記載事項(容量, 主要寸法, 個数)の変更)	125V蓄電池	8. その他発電用原子炉の附属設備 8.1 非常用電源設備	8.1.3 その他の電源装置	8.1.3.2 電力貯蔵装置	(1) 電力貯蔵装置 (常設)			別紙22	改造	認可申請
	以下, 余白										

技術基準条文	技術基準 変更有無	使用済燃料プール(設計基準対象施設としてのみ第1,2号機共用)				適合性確認に必要な主な添付書類	
		当該設備に 要求される条文	当該工事における 適合性確認条文	当該工事に関わらず 新規制基準適合性申請で確認する条文	当該工事における 適合性確認要否の理由		
第4条	設計基準対象施設の地盤	○	○	×	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-2 耐震性に関する説明書
第5条	地震による損傷の防止	○	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目 (当該工事に伴って制御棒の貯蔵容量を変更するため)	VI-2 耐震性に関する説明書 VI-2-4-2-1 使用済燃料プール(キャスクピットを含む)(第1,2号機共用)の耐震性についての計算書
第6条	津波による損傷の防止	○	○	×	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止	○	○	×	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
第8条	立ち入りの防止	×	×				
第9条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	○	×				
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×	×				
第11条	火災による損傷の防止	○	○	×	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-7 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書
第12条	発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止	○	○	×	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書
第13条	安全避難通路等	○	×				
第14条	安全設備	○	○	×	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
第15条	設計基準対象施設の機能	○	○	×	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	○	×				なし
第17条	材料及び構造	○	○	×	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-2-1-1 設定根拠に関する説明書(使用済燃料プール(設計基準対象施設としてのみ第1,2号機共用))
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×	○	×	×	技術基準変更なく、設備使用中における技術基準のため、今回の工事において、適合性確認不要。	-
第19条	流体振動等による損傷防止	×	×				
第20条	安全弁等	×	×				
第21条	耐圧試験等	×	○	×	×	技術基準変更なく、今回の工事計画において適合性確認不要。	-
第22条	監視試験片	×	×				
第23条	炉心等	×	×				
第24条	熱遮蔽材	×	×				
第25条	一次冷却材	×	×				
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	○	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-3-3 燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破壊の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書
第27条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	○	×				
第28条	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等	○	×				
第29条	一次冷却材処理装置	×	×				
第30条	逆止め弁	×	×				
第31条	蒸気タービン	○	×				
第32条	非常用炉心冷却設備	×	×				
第33条	循環設備等	○	×				
第34条	計測装置	○	○	×	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書
第35条	安全保護装置	○	×				
第36条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	×	×				
第37条	制御材駆動装置	×	×				
第38条	原子炉制御室等	○	×				
第39条	廃棄物処理設備等	×	×				
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×	×				
第41条	放射性物質による汚染の防止	×	○	×	×	技術基準変更なく、汚染防止における技術基準のため、今回の工事において、適合性確認不要。	-
第42条	生体遮蔽等	×	×				
第43条	換気設備	×	×				
第44条	原子炉格納施設	○	×				
第45条	保安電源設備	○	×				
第46条	緊急時対策所	○	×				
第47条	警報装置等	○	×				
第48条	準用	○	×				

技術基準条文	技術基準 変更有無	制御棒貯蔵ラック				適合性確認に必要な主な添付書類
		当該設備に 要求される条文	当該工事における 適合性確認条文	当該工事に関わらず 新規制基準適合性申請で確認する条文	当該工事における 適合性確認要否の理由	
第4条	設計基準対象施設の地盤	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-2 耐震性に関する説明書
第5条	地震による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目 (当該工事に伴って主要寸法及び材料を変更するため)	VI-2 耐震性に関する説明書 VI-2-11-2-13 制御棒貯蔵ラックの耐震性についての計算書
第6条	津波による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
第8条	立ち入りの防止	×	×			
第9条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	○	×			
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×	×			
第11条	火災による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-7 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書
第12条	発電用原子炉施設内における 漏水等による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-8 発電用原子炉施設の漏水防護に関する説明書
第13条	安全避難通路等	○	×			
第14条	安全設備	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
第15条	設計基準対象施設の機能	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	○	×			
第17条	材料及び構造	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目 * : 今回の工事は、材料及び構造に係る変更であり、今回の工認において提出する。	VI-2-11-2-13 制御棒貯蔵ラックの耐震性についての計算書
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×	○	×	技術基準変更なく、設備使用中における技術基準のため、今回の工事において、適合性確認不要。	-
第19条	流体振動等による損傷防止	×	×			
第20条	安全弁等	×	×			
第21条	耐圧試験等	×	○	×	技術基準変更なく、今回の工事計画において適合性確認不要。	-
第22条	監視試験片	×	×			
第23条	炉心等	×	×			
第24条	熱遮蔽材	×	×			
第25条	一次冷却材	×	×			
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-3-3 燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書
第27条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	○	×			
第28条	原子炉冷却材圧力バウンダリの 隔離装置等	○	×			
第29条	一次冷却材処理装置	×	×			
第30条	逆止め弁	×	×			
第31条	蒸気タービン	○	×			
第32条	非常用炉心冷却設備	×	×			
第33条	循環設備等	○	×			
第34条	計測装置	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書
第35条	安全保護装置	○	×			
第36条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	×	×			
第37条	制御材駆動装置	×	×			
第38条	原子炉制御室等	○	×			
第39条	廃棄物処理設備等	×	×			
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×	×			
第41条	放射性物質による汚染の防止	×	○	×	技術基準変更なく、汚染防止における技術基準のため、今回の工事において、適合性確認不要。	-
第42条	生体遮蔽等	×	×			
第43条	換気設備	×	×			
第44条	原子炉格納施設	○	×			
第45条	保安電源設備	○	×			
第46条	緊急時対策所	○	×			
第47条	警報装置等	○	×			
第48条	準用	○	×			

なし

技術基準条文	技術基準 変更有無	制御棒貯蔵ハンガ				適合性確認に必要な主な添付書類
		当該設備に 要求される条文	当該工事における 適合性確認条文	当該工事に関わらず 新規制基準適合性申請で確認する条文	当該工事における 適合性確認要否の理由	
第4条	設計基準対象施設の地盤	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-2 耐震性に関する説明書
第5条	地震による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目 (当該工事に伴って撤去及び容量を変更するため)	VI-2 耐震性に関する説明書
第6条	津波による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
第8条	立ち入りの防止	×	×			
第9条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	○	×			
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×	×			
第11条	火災による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-7 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書
第12条	発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止	○	×	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書
第13条	安全避難通路等	○	×			
第14条	安全設備	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
第15条	設計基準対象施設の機能	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	○	×			
第17条	材料及び構造	○	○*	(○)	新規制基準適合性申請項目 *：今回の工事は、容量に係る変更であり、今回の工認において提出する。 技術基準変更なく、設備使用中における技術基準のため、今回の工事において、適合性確認不要。	VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-2-1-4 設定根拠に関する説明書（制御棒貯蔵ハンガ）
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×	○	×		-
第19条	流体振動等による損傷防止	×	×			
第20条	安全弁等	×	×			
第21条	耐圧試験等	×	○	×		-
第22条	監視試験片	×	×			
第23条	炉心等	×	×			
第24条	熱遮蔽材	×	×			
第25条	一次冷却材	×	×			
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-3-3 燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書
第27条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	○	×			
第28条	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等	○	×			
第29条	一次冷却材処理装置	×	×			
第30条	逆止め弁	×	×			
第31条	蒸気タービン	○	×			
第32条	非常用炉心冷却設備	×	×			
第33条	循環設備等	○	×			
第34条	計測装置	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書
第35条	安全保護装置	○	×			
第36条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	×	×			
第37条	制御材駆動装置	×	×			
第38条	原子炉制御室等	○	×			
第39条	廃棄物処理設備等	×	×			
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×	×			
第41条	放射性物質による汚染の防止	×	○	×		-
第42条	生体遮蔽等	×	×			
第43条	換気設備	×	×			
第44条	原子炉格納施設	○	×			
第45条	保安電源設備	○	×			
第46条	緊急時対策所	○	×			
第47条	警報装置等	○	×			
第48条	準用	○	×			

なし

技術基準条文	技術基準 変更有無	残留熱除去系 主配管				適合性確認に必要な主な添付書類	
		当該設備に 要求される条文	当該工事における 適合性確認条文	当該工事に関わらず 新規制基準適合性申請で確認する条文	当該工事における 適合性確認要否の理由		
第4条	設計基準対象施設の地盤	○	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-2 耐震性に関する説明書
第5条	地震による損傷の防止	○	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目 (当該工事に伴って配管モデルを変更するため)	VI-2 耐震性に関する説明書
第6条	津波による損傷の防止	○	○	×	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-2-5-4-1-4 管の耐震性についての計算書(残留熱除去系)
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止	○	○	×	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
第8条	立ち入りの防止	×	×				
第9条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	○	×				
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×	×				
第11条	火災による損傷の防止	○	○	×	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-7 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書
第12条	発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止	○	○	×	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書
第13条	安全避難通路等	○	×				
第14条	安全設備	○	○	×	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
第15条	設計基準対象施設の機能	○	○	×	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	○	×				
第17条	材料及び構造	○	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目 (当該工事に伴って配管モデルを変更するため)	VI-3-3-3-3-1-5-1 管の基本板厚計算書(残留熱除去系) VI-3-3-3-3-1-5-2 管の応力計算書(残留熱除去系)
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×	○	×	×	技術基準変更なく、設備使用中における技術基準のため今回の工事において、適合性確認不要。	-
第19条	流体振動等による損傷防止	×	○	×	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-4-2 流体振動又は温度変動による損傷の防止に関する説明書
第20条	安全弁等	×	×				
第21条	耐圧試験等	×	○	×	×	技術基準変更なく、今回の工事計画において適合性確認不要。	-
第22条	監視試験片	×	×				
第23条	炉心等	×	×				
第24条	熱遮蔽材	×	×				
第25条	一次冷却材	×	×				
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	○	×				
第27条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	○	×				
第28条	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等	○	×				
第29条	一次冷却材処理装置	×	×				
第30条	逆止め弁	×	×				
第31条	蒸気タービン	○	×				
第32条	非常用炉心冷却設備	×	×				
第33条	循環設備等	○*	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目 (当該工事において、設備別記載事項を変更した箇所に対する適合性確認をするため) *：当該技術基準の変更は、原子炉隔離時冷却系に対する要求事項であり、残留熱除去系に対する要求事項に変更はない。	VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-3-3-1-6 残留熱除去系 主配管(常設)
第34条	計測装置	○	×				
第35条	安全保護装置	○	×				
第36条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	×	×				
第37条	制御材駆動装置	×	×				
第38条	原子炉制御室等	○	×				
第39条	廃棄物処理設備等	×	×				
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×	×				
第41条	放射性物質による汚染の防止	×	×				
第42条	生体遮蔽等	×	×				
第43条	換気設備	×	×				
第44条	原子炉格納施設	○	×				
第45条	保安電源設備	○	×				
第46条	緊急時対策所	○	×				
第47条	警報装置等	○	×				
第48条	準用	○	×				

なし

技術基準条文	技術基準 変更有無	高圧炉心スプレィ系 主配管				適合性確認に必要な主な添付書類	
		当該設備に 要求される条文	当該工事における 適合性確認条文	当該工事に関わらず 新規制基準適合性申請で確認する条文	当該工事における 適合性確認要否の理由		
第4条	設計基準対象施設の地盤	○	○	×	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-2 耐震性に関する説明書
第5条	地震による損傷の防止	○	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目 (当該工事に伴って配管モデルを変更するため)	VI-2 耐震性に関する説明書
第6条	津波による損傷の防止	○	○	×	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-2-5-5-1-3 管の耐震性についての計算書(高圧炉心スプレィ系)
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止	○	○	×	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
第8条	立ち入りの防止	×	×				
第9条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	○	×				
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×	×				
第11条	火災による損傷の防止	○	○	×	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-7 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書
第12条	発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止	○	○	×	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書
第13条	安全避難通路等	○	×				
第14条	安全設備	○	○	×	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
第15条	設計基準対象施設の機能	○	○	×	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	○	×				
第17条	材料及び構造	○	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目 (当該工事に伴って配管モデルを変更するため)	VI-3-3-3-4-1-4-1 管の基本板厚計算書(高圧炉心スプレィ系) VI-3-3-3-4-1-4-2 管の応力計算書(高圧炉心スプレィ系)
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×	○	×	×	技術基準変更なく、設備使用中における技術基準のため今回の工事において、適合性確認不要。	-
第19条	流体振動等による損傷防止	×	○	×	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-4-2 流体振動又は温度変動による損傷の防止に関する説明書
第20条	安全弁等	×	×				
第21条	耐圧試験等	×	○	×	×	技術基準変更なく、今回の工事計画において適合性確認不要。	-
第22条	監視試験片	×	×				
第23条	炉心等	×	×				
第24条	熱遮蔽材	×	×				
第25条	一次冷却材	×	×				
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	○	×				
第27条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	○	×				
第28条	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等	○	×				
第29条	一次冷却材処理装置	×	×				
第30条	逆止め弁	×	×				
第31条	蒸気タービン	○	×				
第32条	非常用炉心冷却設備	×	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目 (当該工事において、設備別記載事項を変更した箇所に対する適合性確認をするため)	VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-3-4-1-4 高圧炉心スプレィ系 主配管(常設)
第33条	循環設備等	○	×				
第34条	計測装置	○	×				
第35条	安全保護装置	○	×				
第36条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	×	×				
第37条	制御材駆動装置	×	×				
第38条	原子炉制御室等	○	×				
第39条	廃棄物処理設備等	×	×				
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×	×				
第41条	放射性物質による汚染の防止	×	×				
第42条	生体遮蔽等	×	×				
第43条	換気設備	×	×				
第44条	原子炉格納施設	○	×				
第45条	保安電源設備	○	○				
第46条	緊急時対策所	○	×				
第47条	警報装置等	○	×				
第48条	準用	○	×				

なし

技術基準条文	技術基準 変更有無	原子炉隔離時冷却系_主配管				適合性確認に必要な主な添付書類
		当該設備に 要求される条文	当該工事における 適合性確認条文	当該工事に関わらず 新規制基準適合性申請で確認する条文	当該工事における 適合性確認要否の理由	
第4条	設計基準対象施設の地盤	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-2 耐震性に関する説明書
第5条	地震による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目 (当該工事に伴って配管モデルを変更するため)	VI-2 耐震性に関する説明書
第6条	津波による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-2-5-6-1-3 管の耐震性についての計算書(原子炉隔離時冷却系)
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
第8条	立ち入りの防止	×	×			
第9条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	○	×			
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×	×			
第11条	火災による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-7 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書
第12条	発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書
第13条	安全避難通路等	○	×			
第14条	安全設備	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
第15条	設計基準対象施設の機能	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	○	×			
第17条	材料及び構造	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目 (当該工事に伴って配管モデルを変更するため)	VI-3-3-3-5-1-3-1 管の基本板厚計算書(原子炉隔離時冷却系) VI-3-3-3-5-1-3-2 管の応力計算書(原子炉隔離時冷却系)
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×	○	×	技術基準変更なく、設備使用中における技術基準のため今回の工事において、適合性確認不要。	-
第19条	流体振動等による損傷防止	×	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-4-2 流体振動又は温度変動による損傷の防止に関する説明書
第20条	安全弁等	×	×			
第21条	耐圧試験等	×	○	×	技術基準変更なく、今回の工事計画において適合性確認不要。	-
第22条	監視試験片	×	×			
第23条	炉心等	×	×			
第24条	熱遮蔽材	×	×			
第25条	一次冷却材	×	×			
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	○	×			
第27条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	○	×			
第28条	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等	○	×			
第29条	一次冷却材処理装置	×	×			
第30条	逆止め弁	×	×			
第31条	蒸気タービン	○	×			
第32条	非常用炉心冷却設備	×	×			
第33条	循環設備等	○*	○	(○)	新規制基準適合性申請項目 (当該工事において、設備別記載事項を変更した箇所に対する適合性確認をするため) *：当該技術基準の変更は、原子炉隔離時冷却系の動的機器に対する要求事項であり、主配管に対する要求事項に変更はない。	VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-3-5-1-2 原子炉隔離時冷却系_主配管
第34条	計測装置	○	×			
第35条	安全保護装置	○	×			
第36条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	×	×			
第37条	制御材駆動装置	×	×			
第38条	原子炉制御室等	○	×			
第39条	廃棄物処理設備等	×	×			
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×	×			
第41条	放射性物質による汚染の防止	×	×			
第42条	生体遮蔽等	×	×			
第43条	換気設備	×	×			
第44条	原子炉格納施設	○	×			
第45条	保安電源設備	○	×			
第46条	緊急時対策所	○	×			
第47条	警報装置等	○	×			
第48条	準用	○	×			

なし

技術基準条文	技術基準 変更有無	補給水系_主配管				適合性確認に必要な主な添付書類
		当該設備に 要求される条文	当該工事における 適合性確認条文	当該工事に関わらず 新規制基準適合性申請で確認する条文	当該工事における 適合性確認要否の理由	
第4条	設計基準対象施設の地盤	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-2 耐震性に関する説明書
第5条	地震による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目 (当該工事に伴って配管モデルを変更するため)	VI-2 耐震性に関する説明書
第6条	津波による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-2-5-6-2-3 管の耐震性についての計算書(補給水系)
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
第8条	立ち入りの防止	×	×			
第9条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	○	×			
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×	×			
第11条	火災による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-7 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書
第12条	発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書
第13条	安全避難通路等	○	×			
第14条	安全設備	○	×			
第15条	設計基準対象施設の機能	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	○	×			
第17条	材料及び構造	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目 (当該工事に伴って配管モデルを変更するため)	VI-3-3-3-5-2-3-1 管の基本板厚計算書(補給水系) VI-3-3-3-5-2-3-2 管の応力計算書(補給水系)
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×	○	×	技術基準変更なく、設備使用中における技術基準のため今回の工事において、適合性確認不要。	-
第19条	流体振動等による損傷防止	×	×			
第20条	安全弁等	×	×			
第21条	耐圧試験等	×	○	×	技術基準変更なく、今回の工事計画において適合性確認不要。	-
第22条	監視試験片	×	×			
第23条	炉心等	×	×			
第24条	熱遮蔽材	×	×			
第25条	一次冷却材	×	×			
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	○	×			
第27条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	○	×			
第28条	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等	○	×			
第29条	一次冷却材処理装置	×	×			
第30条	逆止め弁	×	×			
第31条	蒸気タービン	○	×			
第32条	非常用炉心冷却設備	×	×			
第33条	循環設備等	○*	○	(○)	新規制基準適合性申請項目 (当該工事において、設備別記載事項を変更した箇所に対する適合性確認をするため) *：当該技術基準の変更は、原子炉隔離時冷却系に対する要求事項であり、補給水系に対する要求事項に変更はない。	VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-3-5-2-3 補給水系_主配管
第34条	計測装置	○	×			
第35条	安全保護装置	○	×			
第36条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	×	×			
第37条	制御材駆動装置	×	×			
第38条	原子炉制御室等	○	×			
第39条	廃棄物処理設備等	×	×			
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×	×			
第41条	放射性物質による汚染の防止	×	×			
第42条	生体遮蔽等	×	×			
第43条	換気設備	×	×			
第44条	原子炉格納施設	○	×			
第45条	保安電源設備	○	×			
第46条	緊急時対策所	○	×			
第47条	警報装置等	○	×			
第48条	準用	○	×			

なし

技術基準条文	技術基準 変更有無	原子炉冷却材浄化系_主配管				適合性確認に必要な主な添付書類
		当該設備に 要求される条文	当該工事における 適合性確認条文	当該工事に関わらず 新規制基準適合性申請で確認する条文	当該工事における 適合性確認要否の理由	
第4条	設計基準対象施設の地盤	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-2 耐震性に関する説明書
第5条	地震による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目 (当該工事に伴って配管モデルを変更するため)	VI-2 耐震性に関する説明書
第6条	津波による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-2-5-8-1-1 管の耐震性についての計算書(原子炉冷却材浄化系)
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
第8条	立ち入りの防止	×	×			
第9条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	○	×			
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×	×			
第11条	火災による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-7 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書
第12条	発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止	○	×	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書
第13条	安全避難通路等	○	×			
第14条	安全設備	○	×			
第15条	設計基準対象施設の機能	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	○	×			
第17条	材料及び構造	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目 (当該工事に伴って配管モデルを変更するため)	VI-3-3-3-7-1-1-1 管の基本板厚計算書(原子炉冷却材浄化系) VI-3-3-3-7-1-1-2 管の応力計算書(原子炉冷却材浄化系)
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×	○	×	技術基準変更なく、設備使用中における技術基準のため今回の工事において、適合性確認不要。	-
第19条	流体振動等による損傷防止	×	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-4-2 流体振動又は温度変動による損傷の防止に関する説明書
第20条	安全弁等	×	×			
第21条	耐圧試験等	×	○	×	技術基準変更なく、今回の工事計画において適合性確認不要。	-
第22条	監視試験片	×	×			
第23条	炉心等	×	×			
第24条	熱遮蔽材	×	×			
第25条	一次冷却材	×	×			
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	○	×			
第27条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	○	×			
第28条	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等	○	×			
第29条	一次冷却材処理装置	×	×			
第30条	逆止め弁	×	×			
第31条	蒸気タービン	○	×			
第32条	非常用炉心冷却設備	×	×			
第33条	循環設備等	○*	○	(○)	新規制基準適合性申請項目 (当該工事において、設備別記載事項を変更した箇所に対する適合性確認をするため) * : 当該技術基準の変更は、原子炉隔離時冷却系に対する要求事項であり、原子炉冷却材浄化系に対する要求事項に変更はない。	VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-3-7-1-1 原子炉冷却材浄化系 主配管
第34条	計測装置	○	×			
第35条	安全保護装置	○	×			
第36条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	×	×			
第37条	制御材駆動装置	×	×			
第38条	原子炉制御室等	○	×			
第39条	廃棄物処理設備等	×	×			
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×	×			
第41条	放射性物質による汚染の防止	×	×			
第42条	生体遮蔽等	×	×			
第43条	換気設備	×	×			
第44条	原子炉格納施設	○	×			
第45条	保安電源設備	○	×			
第46条	緊急時対策所	○	×			
第47条	警報装置等	○	×			
第48条	準用	○	×			

なし

技術基準条文	技術基準 変更有無	高圧窒素ガス供給系 主配管				適合性確認に必要な主な添付書類
		当該設備に 要求される条文	当該工事における 適合性確認条文	当該工事に関わらず 新規制基準適合性申請で確認する条文	当該工事における 適合性確認要否の理由	
第4条	設計基準対象施設の地盤	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-2 耐震性に関する説明書
第5条	地震による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目 (当該工事に伴って配管を追設するため)	VI-2 耐震性に関する説明書
第6条	津波による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-2-6-6-1-1 管の耐震性についての計算書(高圧窒素ガス供給系)
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
第8条	立ち入りの防止	×	×			
第9条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	○	×			
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×	×			
第11条	火災による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-7 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書
第12条	発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止	○	×	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書
第13条	安全避難通路等	○	×			
第14条	安全設備	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
第15条	設計基準対象施設の機能	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	第5-6-1-1図 高圧窒素ガス供給系系統図 VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 第5-6-1-5図 高圧窒素ガス供給系 主配管の配管を明示した図面
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	○	×			
第17条	材料及び構造	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目 (当該工事に伴って配管を追設するため)	VI-3-3-4-3-1-2-1 管の基本板厚計算書(高圧窒素ガス供給系) VI-3-3-4-3-1-2-2 管の応力計算書(高圧窒素ガス供給系)
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×	○	×	技術基準変更なく、設備使用中における技術基準のため今回の工事において、適合性確認不要。	-
第19条	流体振動等による損傷防止	×	×			
第20条	安全弁等	×	×			
第21条	耐圧試験等	×	○	×	技術基準変更なく、今回の工事計画において適合性確認不要。	-
第22条	監視試験片	×	×			
第23条	炉心等	×	×			
第24条	熱遮蔽材	×	×			
第25条	一次冷却材	×	×			
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	○	×			
第27条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	○	×			
第28条	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等	○	×			
第29条	一次冷却材処理装置	×	×			
第30条	逆止め弁	×	×			
第31条	蒸気タービン	○	×			
第32条	非常用炉心冷却設備	×	×			
第33条	循環設備等	○*	○	(○)	当該工事が、設備別記載事項に変更を与えることから適合性確認を実施する。 *：当該技術基準の変更は、原子炉隔離時冷却系に対する要求事項であり、残留熱除去系に対する要求事項に変更はない。	VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-4-6-1-3 設定根拠に関する説明書(高圧窒素ガス供給系 主配管(常設)) 第5-6-1-1図 高圧窒素ガス供給系系統図
第34条	計測装置	○	×			
第35条	安全保護装置	○	×			
第36条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	×	×			
第37条	制御材駆動装置	×	×			
第38条	原子炉制御室等	○	×			
第39条	廃棄物処理設備等	×	×			
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×	×			
第41条	放射性物質による汚染の防止	×	×			
第42条	生体遮蔽等	×	×			
第43条	換気設備	×	×			
第44条	原子炉格納施設	○	○	(○)	当該工事が、設備別記載事項に変更を与えることから適合性確認を実施する。	第5-6-1-1図 高圧窒素ガス供給系系統図
第45条	保安電源設備	○	×			
第46条	緊急時対策所	○	×			
第47条	警報装置等	○	×			
第48条	準用	○	×			

なし

技術基準条文	技術基準 変更有無	サブプレッショナルプール水移送系 廃止				適合性確認に必要な主な添付書類	
		当該設備に 要求される条文	当該工事における 適合性確認条文	当該工事に関わらず 新規制基準適合性申請で確認する条文	当該工事における 適合性確認要否の理由		
第4条	設計基準対象施設の地盤	○	○	×	(○)	当該工事において設備を廃止（一部撤去）するものであるため、適合性確認不要。	-
第5条	地震による損傷の防止	○	○	×	(○)	当該工事において設備を廃止（一部撤去）するものであるため、適合性確認不要。	-
第6条	津波による損傷の防止	○	○	×	(○)	当該工事において設備を廃止（一部撤去）するものであるため、適合性確認不要。	-
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止	○	○	×	(○)	当該工事において設備を廃止（一部撤去）するものであるため、適合性確認不要。	-
第8条	立ち入りの防止	×	×				
第9条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	○	×				
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×	×				
第11条	火災による損傷の防止	○	○	×	(○)	当該工事において設備を廃止（一部撤去）するものであるため、適合性確認不要。	-
第12条	発電用原子炉施設内における漏水等による損傷の防止	○	○	×	(○)	当該工事において設備を廃止（一部撤去）するものであるため、適合性確認不要。	-
第13条	安全避難通路等	○	×				
第14条	安全設備	○	×				
第15条	設計基準対象施設の機能	○	○	×	(○)	当該工事において設備を廃止（一部撤去）するものであるため、適合性確認不要。	-
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	○	×				
第17条	材料及び構造	○	○	×	(○)	当該工事において設備を廃止（一部撤去）するものであるため、適合性確認不要。	-
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×	○	×	×	当該工事において設備を廃止（一部撤去）するものであるため、適合性確認不要。	-
第19条	流体振動等による損傷防止	×	×				
第20条	安全弁等	×	×				
第21条	耐圧試験等	×	○	×	×	当該工事において設備を廃止（一部撤去）するものであるため、適合性確認不要。	-
第22条	監視試験片	×	×				
第23条	炉心等	×	×				
第24条	熱遮蔽材	×	×				
第25条	一次冷却材	×	×				
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	○	×				
第27条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	○	×				
第28条	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等	○	×				
第29条	一次冷却材処理装置	×	×				
第30条	逆止め弁	×	×				
第31条	蒸気タービン	○	×				
第32条	非常用炉心冷却設備	×	×				
第33条	循環設備等	○	×				
第34条	計測装置	○	×				
第35条	安全保護装置	○	×				
第36条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	×	×				
第37条	制御材駆動装置	×	×				
第38条	原子炉制御室等	○	×				
第39条	廃棄物処理設備等	×	○	○	×	改造工事（SPT系廃止（設備別記載事項の変更））において、既設設備との取合い部を切断するため、放射性物質の漏えい防止に対して適合性を確認する必要がある。 また改造工事（埋廃止）において設備別記載事項が変更となるため、適合性を確認する必要がある。	（要目表） （基本設計方針） 第6-1-2-2-1図 サプレッショナルプール水貯蔵系系統図
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×	×				
第41条	放射性物質による汚染の防止	×	×				
第42条	生体遮蔽等	×	×				
第43条	換気設備	×	×				
第44条	原子炉格納施設	○	×				
第45条	保安電源設備	○	×				
第46条	緊急時対策所	○	×				
第47条	警報装置等	○	×				
第48条	準用	○	×				

なし

技術基準条文	技術基準 変更有無	モニタリングポスト（第1号機設備，第1,2,3号機共用）				適合性確認に必要な主な添付書類
		当該設備に 要求される条文	当該工事における 適合性確認条文	当該工事に関わらず 新規制基準適合性申請で確認する条文	当該工事における 適合性確認要否の理由	
第4条	設計基準対象施設の地盤	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-2 耐震性に関する説明書
第5条	地震による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-2 耐震性に関する説明書
第6条	津波による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
第8条	立ち入りの防止	×	×			
第9条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	○	×			
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×	×			
第11条	火災による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-7 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書
第12条	発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書
第13条	安全避難通路等	○	×			
第14条	安全設備	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
第15条	設計基準対象施設の機能	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	○	×			
第17条	材料及び構造	○	×			
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×	×			
第19条	流体振動等による損傷防止	×	×			
第20条	安全弁等	×	×			
第21条	耐圧試験等	×	×			
第22条	監視試験片	×	×			
第23条	炉心等	×	×			
第24条	熱遮蔽材	×	×			
第25条	一次冷却材	×	×			
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	○	×			
第27条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	○	×			
第28条	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等	○	×			
第29条	一次冷却材処理装置	×	×			
第30条	逆止め弁	×	×			
第31条	蒸気タービン	○	×			
第32条	非常用炉心冷却設備	×	×			
第33条	循環設備等	○	×			
第34条	計測装置	○	○	(○)	今回の工事が、要目表記載事項に変更を与えることから、適合性確認を実施する。	VI-1-1-4-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-6-1-3-1 モニタリングポスト（第1号機設備，第1，2，3号機共用） VI-1-7-1 放射線管理用計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 VI-6 図面 VI-6-第7-1-2-11図 放射線管理用計測装置 計測装置の検出器の取付箇所を明示した図面（その6）（1/2）
第35条	安全保護装置	○	×			
第36条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	×	×			
第37条	制御材駆動装置	×	×			
第38条	原子炉制御室等	○	×			
第39条	廃棄物処理設備等	×	×			
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×	×			
第41条	放射性物質による汚染の防止	×	×			
第42条	生体遮蔽等	×	×			
第43条	換気設備	×	×			
第44条	原子炉格納施設	○	×			
第45条	保安電源設備	○	×			
第46条	緊急時対策所	○	×			
第47条	警報装置等	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-7-1 放射線管理用計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書
第48条	準用	○	×			

なし

技術基準条文	技術基準 変更有無	中央制御室しゃへい壁				適合性確認に必要な主な添付書類
		当該設備に 要求される条文	当該工事における 適合性確認条文	当該工事に関わらず 新規制基準適合性申請で確認する条文	当該工事における 適合性確認要否の理由	
第4条	設計基準対象施設の地盤	○	○	×	(○)	新規制基準適合性申請項目 VI-2 耐震性に関する説明書
第5条	地震による損傷の防止	○	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目 (当該工事に伴って設備の構造を一部変更するため) VI-2-8-4-3 中央制御室しゃへい壁の耐震性についての計算書
第6条	津波による損傷の防止	○	○	×	(○)	新規制基準適合性申請項目 VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止	○	○	×	(○)	新規制基準適合性申請項目 VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
第8条	立ち入りの防止	×	×			
第9条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	○	×			
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×	×			
第11条	火災による損傷の防止	○	○	×	(○)	新規制基準適合性申請項目 VI-1-1-7 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書
第12条	発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止	○	○	×	(○)	新規制基準適合性申請項目 VI-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書
第13条	安全避難通路等	○	×			
第14条	安全設備	○	○	×	(○)	新規制基準適合性申請項目 VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
第15条	設計基準対象施設の機能	○	○	×	(○)	新規制基準適合性申請項目 VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	○	×			
第17条	材料及び構造	○	×			
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×	×			
第19条	流体振動等による損傷防止	×	×			
第20条	安全弁等	×	×			
第21条	耐圧試験等	×	×			
第22条	監視試験片	×	×			
第23条	炉心等	×	×			
第24条	熱遮蔽材	×	×			
第25条	一次冷却材	×	×			
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	○	×			
第27条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	○	×			
第28条	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等	○	×			
第29条	一次冷却材処理装置	×	×			
第30条	逆止め弁	×	×			
第31条	蒸気タービン	○	×			
第32条	非常用炉心冷却設備	×	×			
第33条	循環設備等	○	×			
第34条	計測装置	○	×			
第35条	安全保護装置	○	×			
第36条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	×	×			
第37条	制御材駆動装置	×	×			
第38条	原子炉制御室等	○	○	○	(○)	今回の工事が、要目表記載事項に変更を与えることから、適合性確認を実施する。 VI-1-7-3 中央制御室の居住性に関する説明書 VI-4-2-1 中央制御室の生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書 VI-6図面
第39条	廃棄物処理設備等	×	×			
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×	×			
第41条	放射性物質による汚染の防止	×	×			
第42条	生体遮蔽等	×	○	○	(○)	今回の工事が、要目表記載事項に変更を与えることから、適合性確認を実施する。 VI-6図面 VI-6-第7-3-1図 生体遮蔽装置構造図 VI-6-第7-3-2図 生体遮蔽装置配置図
第43条	換気設備	×	×			
第44条	原子炉格納施設	○	×			
第45条	保安電源設備	○	×			
第46条	緊急時対策所	○	×			
第47条	警報装置等	○	×			
第48条	準用	○	×			

なし

技術基準条文	技術基準 変更有無	原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部				適合性確認に必要な主な添付書類
		当該設備に 要求される条文	当該工事における 適合性確認条文	当該工事に関わらず 新規制基準適合性申請で確認する条文	当該工事における 適合性確認要否の理由	
第4条	設計基準対象施設の地盤	○	○	○	新規制基準適合性申請項目	VI-2 耐震性に関する説明書
第5条	地震による損傷の防止	○	○	○	新規制基準適合性申請項目 (取合い配管の改造に伴い貫通部の仕様を変更するため)	VI-2 耐震性に関する説明書 VI-2-9-2-4-1 原子炉格納容器配管貫通部の耐震性についての計算書
第6条	津波による損傷の防止	○	○	×	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止	○	○	×	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
第8条	立ち入りの防止	×	×			
第9条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	○	×			
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×	×			
第11条	火災による損傷の防止	○	○	○	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-7 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書
第12条	発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止	○	○	×	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書
第13条	安全避難通路等	○	×			
第14条	安全設備	○	○	○	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
第15条	設計基準対象施設の機能	○	○	○	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	○	×			
第17条	材料及び構造	○	○	○	新規制基準適合性申請項目 (取合い配管の改造に伴い貫通部の仕様を変更するため)	VI-3-3-6-1-4-1 原子炉格納容器配管貫通部の基本板厚計算書 VI-3-3-6-1-4-2 原子炉格納容器配管貫通部の強度計算書
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×	○	×	技術基準変更なく、設備使用中における技術基準のため今回の工事において適合性確認不要。	-
第19条	流体振動等による損傷防止	×	○	○	新規制基準適合性申請項目	VI-1-4-2 流体振動又は温度変動による損傷の防止に関する説明書
第20条	安全弁等	×	×			
第21条	耐圧試験等	×	○	×	技術基準変更なく、今回の工事計画において適合性確認不要。	-
第22条	監視試験片	×	×			
第23条	炉心等	×	×			
第24条	熱遮蔽材	×	×			
第25条	一次冷却材	×	×			
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	○	×			
第27条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	○	×			
第28条	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等	○	×			
第29条	一次冷却材処理装置	×	×			
第30条	逆止め弁	×	×			
第31条	蒸気タービン	○	×			
第32条	非常用炉心冷却設備	×	×			
第33条	循環設備等	○	×			
第34条	計測装置	○	×			
第35条	安全保護装置	○	×			
第36条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	×	×			
第37条	制御材駆動装置	×	×			
第38条	原子炉制御室等	○	×			
第39条	廃棄物処理設備等	×	×			
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×	×			
第41条	放射性物質による汚染の防止	×	×			
第42条	生体遮蔽等	×	×			
第43条	換気設備	×	×			
第44条	原子炉格納施設	○	○	○	新規制基準適合性申請項目 (取合い配管の改造に伴い貫通部の仕様を変更するため)	VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-7-1-8 設定根拠に関する説明書(ベローズなし[直結型]) VI-1-1-4-7-1-9 設定根拠に関する説明書(ベローズなし貫通部[二重管型]) VI-1-8-1 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書
第45条	保安電源設備	○	×			
第46条	緊急時対策所	○	×			
第47条	警報装置等	○	×			
第48条	準用	○	×			

なし

技術基準条文	技術基準 変更有無	原子炉格納容器調気系 主要弁			適合性確認に必要な主な添付書類	
		当該設備に 要求される条文	当該工事における 適合性確認条文	当該工事に関わらず 新規制基準適合性申請で確認する条文		
第4条	設計基準対象施設の地盤	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-2 耐震性に関する説明書
第5条	地震による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目 (当該工事に伴って配管モデルを変更するため)	VI-2 耐震性に関する説明書
第6条	津波による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-2-9-4-5-1-1 管の耐震性についての計算書(原子炉格納容器調気系)
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
第8条	立ち入りの防止	×	×			
第9条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	○	×			
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×	×			
第11条	火災による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-7 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書
第12条	発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止	○	×	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書
第13条	安全避難通路等	○	×			
第14条	安全設備	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
第15条	設計基準対象施設の機能	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	○	×			
第17条	材料及び構造	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目 (当該工事に伴って弁の主要寸法が変更になるため)	VI-3-3-6-2-9-1-1_弁の強度計算書(原子炉格納容器調気系)
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×	○	×	技術基準変更なく、設備使用中における技術基準のため今回の工事において、適合性確認不要。	-
第19条	流体振動等による損傷防止	×	×			
第20条	安全弁等	×	×			
第21条	耐圧試験等	×	○	×	技術基準変更なく、今回の工事計画において適合性確認不要。	-
第22条	監視試験片	×	×			
第23条	炉心等	×	×			
第24条	熱遮蔽材	×	×			
第25条	一次冷却材	×	×			
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	○	×			
第27条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	○	×			
第28条	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等	○	×			
第29条	一次冷却材処理装置	×	×			
第30条	逆止め弁	×	×			
第31条	蒸気タービン	○	×			
第32条	非常用炉心冷却設備	×	×			
第33条	循環設備等	○	×			
第34条	計測装置	○	×			
第35条	安全保護装置	○	×			
第36条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	×	×			
第37条	制御材駆動装置	×	×			
第38条	原子炉制御室等	○	×			
第39条	廃棄物処理設備等	×	×			
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×	×			
第41条	放射性物質による汚染の防止	×	×			
第42条	生体遮蔽等	×	×			
第43条	換気設備	×	×			
第44条	原子炉格納施設	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目 (当該工事において、要目表変更箇所に対する適合性確認をするため)	VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-7-6-1-1 設定根拠に関する説明書(原子炉格納容器調気系 主要弁) VI-1-8-1 原子炉格納施設的设计条件に関する説明書
第45条	保安電源設備	○	×			
第46条	緊急時対策所	○	×			
第47条	警報装置等	○	×			
第48条	準用	○	×			

なし

技術基準条文	技術基準 変更有無	原子炉格納容器調気系 主配管			適合性確認に必要な主な添付書類	
		当該設備に 要求される条文	当該工事における 適合性確認条文	当該工事に関わらず 新規制基準適合性申請で確認する条文		
第4条	設計基準対象施設の地盤	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-2 耐震性に関する説明書
第5条	地震による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目 (当該工事に伴って配管モデルを変更するため)	VI-2 耐震性に関する説明書
第6条	津波による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-2-9-4-5-1-1 管の耐震性についての計算書(原子炉格納容器調気系)
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
第8条	立ち入りの防止	×	×			
第9条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	○	×			
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×	×			
第11条	火災による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-7 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書
第12条	発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止	○	×	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書
第13条	安全避難通路等	○	×			
第14条	安全設備	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
第15条	設計基準対象施設の機能	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	○	×			
第17条	材料及び構造	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目 (当該工事に伴って配管モデルを変更するため)	VI-3-3-6-2-9-1-2-1 管の基本板厚計算書(原子炉格納容器調気系) VI-3-3-6-2-9-1-2-2 管の応力計算書(原子炉格納容器調気系)
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×	○	×	技術基準変更なく、設備使用中における技術基準のため今回の工事において、適合性確認不要。	-
第19条	流体振動等による損傷防止	×	×			
第20条	安全弁等	×	×			
第21条	耐圧試験等	×	○	×	技術基準変更なく、今回の工事計画において適合性確認不要。	-
第22条	監視試験片	×	×			
第23条	炉心等	×	×			
第24条	熱遮蔽材	×	×			
第25条	一次冷却材	×	×			
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	○	×			
第27条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	○	×			
第28条	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等	○	×			
第29条	一次冷却材処理装置	×	×			
第30条	逆止め弁	×	×			
第31条	蒸気タービン	○	×			
第32条	非常用炉心冷却設備	×	×			
第33条	循環設備等	○	×			
第34条	計測装置	○	×			
第35条	安全保護装置	○	×			
第36条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	×	×			
第37条	制御材駆動装置	×	×			
第38条	原子炉制御室等	○	×			
第39条	廃棄物処理設備等	×	×			
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×	×			
第41条	放射性物質による汚染の防止	×	×			
第42条	生体遮蔽等	×	×			
第43条	換気設備	×	×			
第44条	原子炉格納施設	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目 (当該工事において、要目表変更箇所に対する適合性確認をするため)	VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-7-6-1-2 設定根拠に関する説明書(原子炉格納容器調気系 主配管) VI-1-8-1 原子炉格納施設的设计条件に関する説明書
第45条	保安電源設備	○	×			
第46条	緊急時対策所	○	×			
第47条	警報装置等	○	×			
第48条	準用	○	×			

なし

技術基準条文	技術基準 変更有無	非常用ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ				適合性確認に必要な主な添付書類
		当該設備に 要求される条文	当該工事における 適合性確認条文	当該工事に関わらず 新規制基準適合性申請で確認する条文	当該工事における 適合性確認要否の理由	
第4条	設計基準対象施設の地盤	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-2 耐震性に関する説明書
第5条	地震による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-2 耐震性に関する説明書
第6条	津波による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-2-10-1-2-1-4 非常用ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプの耐震性についての説明書
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
第8条	立ち入りの防止	×	×			
第9条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	○	×			
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×	×			
第11条	火災による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-7 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書
第12条	発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書
第13条	安全避難通路等	○	×			
第14条	安全設備	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
第15条	設計基準対象施設の機能	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 VI-1-1-9 発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	○	×			
第17条	材料及び構造	○	×			
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×	×			
第19条	流体振動等による損傷防止	×	×			
第20条	安全弁等	×	×			
第21条	耐圧試験等	×	×			
第22条	監視試験片	×	×			
第23条	炉心等	×	×			
第24条	熱遮蔽材	×	×			
第25条	一次冷却材	×	×			
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	○	×			
第27条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	○	×			
第28条	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等	○	×			
第29条	一次冷却材処理装置	×	×			
第30条	逆止め弁	×	×			
第31条	蒸気タービン	○	×			
第32条	非常用炉心冷却設備	×	×			
第33条	循環設備等	○	×			
第34条	計測装置	○	×			
第35条	安全保護装置	○	×			
第36条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	×	×			
第37条	制御材駆動装置	×	×			
第38条	原子炉制御室等	○	×			
第39条	廃棄物処理設備等	×	×			
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×	×			
第41条	放射性物質による汚染の防止	×	×			
第42条	生体遮蔽等	×	×			
第43条	換気設備	×	×			
第44条	原子炉格納施設	○	×			
第45条	保安電源設備	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-8-1-1-1-6 非常用ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ
第46条	緊急時対策所	○	×			
第47条	警報装置等	○	×			
第48条	準用	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-3-別添4 発電用火力設備の技術基準による強度に関する説明書

なし

技術基準条文	技術基準 変更有無	非常用ディーゼル発電設備 軽油タンク				適合性確認に必要な主な添付書類
		当該設備に 要求される条文	当該工事における 適合性確認条文	当該工事に関わらず 新規制基準適合性申請で確認する条文	当該工事における 適合性確認要否の理由	
第4条	設計基準対象施設の地盤	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-2 耐震性に関する説明書
第5条	地震による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-2 耐震性に関する説明書
第6条	津波による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-2-10-1-2-1-5 非常用ディーゼル発電設備 軽油タンクの耐震性についての計算書
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
第8条	立ち入りの防止	×	×			
第9条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	○	×			
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×	×			
第11条	火災による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-7 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書
第12条	発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書
第13条	安全避難通路等	○	×			
第14条	安全設備	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
第15条	設計基準対象施設の機能	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	○	×			
第17条	材料及び構造	○	×			
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×	×			
第19条	流体振動等による損傷防止	×	×			
第20条	安全弁等	×	×			
第21条	耐圧試験等	×	×			
第22条	監視試験片	×	×			
第23条	炉心等	×	×			
第24条	熱遮蔽材	×	×			
第25条	一次冷却材	×	×			
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	○	×			
第27条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	○	×			
第28条	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等	○	×			
第29条	一次冷却材処理装置	×	×			
第30条	逆止め弁	×	×			
第31条	蒸気タービン	○	×			
第32条	非常用炉心冷却設備	×	×			
第33条	循環設備等	○	×			
第34条	計測装置	○	×			
第35条	安全保護装置	○	×			
第36条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	×	×			
第37条	制御材駆動装置	×	×			
第38条	原子炉制御室等	○	×			
第39条	廃棄物処理設備等	×	×			
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×	×			
第41条	放射性物質による汚染の防止	×	×			
第42条	生体遮蔽等	×	×			
第43条	換気設備	×	×			
第44条	原子炉格納施設	○	×			
第45条	保安電源設備	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-8-1-1-1-7 設定根拠に関する説明書（非常用ディーゼル発電設備 非常用ディーゼル発電設備軽油タンク） 機器の配置を明示した図面 系統図 構造図
第46条	緊急時対策所	○	×			
第47条	警報装置等	○	×			
第48条	準用	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-3-別添4 発電用火力設備の技術基準による強度に関する説明書

なし

技術基準条文	技術基準 変更有無	非常用ディーゼル発電設備 主配管				適合性確認に必要な主な添付書類	
		当該設備に 要求される条文	当該工事における 適合性確認条文	当該工事に関わらず 新規制基準適合性申請で確認する条文	当該工事における 適合性確認要否の理由		
第4条	設計基準対象施設の地盤	○	○	×	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-2 耐震性に関する説明書
第5条	地震による損傷の防止	○	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-2 耐震性に関する説明書
第6条	津波による損傷の防止	○	○	×	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-2-10-1-2-1-6 非常用ディーゼル発電設備 管の耐震性についての計算書
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止	○	○	×	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
第8条	立ち入りの防止	×	×				
第9条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	○	×				
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×	×				
第11条	火災による損傷の防止	○	○	×	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-7 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書
第12条	発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止	○	○	×	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書
第13条	安全避難通路等	○	×				
第14条	安全設備	○	○	×	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
第15条	設計基準対象施設の機能	○	○	×	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	○	×				
第17条	材料及び構造	○	×				
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×	×				
第19条	流体振動等による損傷防止	×	×				
第20条	安全弁等	×	×				
第21条	耐圧試験等	×	×				
第22条	監視試験片	×	×				
第23条	炉心等	×	×				
第24条	熱遮蔽材	×	×				
第25条	一次冷却材	×	×				
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	○	×				
第27条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	○	×				
第28条	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等	○	×				
第29条	一次冷却材処理装置	×	×				
第30条	逆止め弁	×	×				
第31条	蒸気タービン	○	×				
第32条	非常用炉心冷却設備	×	×				
第33条	循環設備等	○	×				
第34条	計測装置	○	×				
第35条	安全保護装置	○	×				
第36条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	×	×				
第37条	制御材駆動装置	×	×				
第38条	原子炉制御室等	○	×				
第39条	廃棄物処理設備等	×	×				
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×	×				
第41条	放射性物質による汚染の防止	×	×				
第42条	生体遮蔽等	×	×				
第43条	換気設備	×	×				
第44条	原子炉格納施設	○	×				
第45条	保安電源設備	○	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-4-8-1-1-1-8 設定根拠に関する説明書（非常用ディーゼル発電設備 非常用ディーゼル発電設備 主配管(常設)） 主配管の配置を明示した図面 系統図
第46条	緊急時対策所	○	×				
第47条	警報装置等	○	×				
第48条	準用	○	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-3-別添4 発電用火力設備の技術基準による強度に関する説明書

なし

技術基準条文	技術基準 変更有無	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ				適合性確認に必要な主な添付書類
		当該設備に 要求される条文	当該工事における 適合性確認条文	当該工事に関わらず 新規制基準適合性申請で確認する条文	当該工事における 適合性確認要否の理由	
第4条	設計基準対象施設の地盤	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-2 耐震性に関する説明書
第5条	地震による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-2 耐震性に関する説明書 VI-2-10-1-2-2-4 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプの耐震性についての計算書
第6条	津波による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
第8条	立ち入りの防止	×	×			
第9条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	○	×			
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×	×			
第11条	火災による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-7 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書
第12条	発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書
第13条	安全避難通路等	○	×			
第14条	安全設備	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
第15条	設計基準対象施設の機能	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 VI-1-1-9 発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	○	×			
第17条	材料及び構造	○	×			
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×	×			
第19条	流体振動等による損傷防止	×	×			
第20条	安全弁等	×	×			
第21条	耐圧試験等	×	×			
第22条	監視試験片	×	×			
第23条	炉心等	×	×			
第24条	熱遮蔽材	×	×			
第25条	一次冷却材	×	×			
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	○	×			
第27条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	○	×			
第28条	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等	○	×			
第29条	一次冷却材処理装置	×	×			
第30条	逆止め弁	×	×			
第31条	蒸気タービン	○	×			
第32条	非常用炉心冷却設備	×	×			
第33条	循環設備等	○	×			
第34条	計測装置	○	×			
第35条	安全保護装置	○	×			
第36条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	×	×			
第37条	制御材駆動装置	×	×			
第38条	原子炉制御室等	○	×			
第39条	廃棄物処理設備等	×	×			
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×	×			
第41条	放射性物質による汚染の防止	×	×			
第42条	生体遮蔽等	×	×			
第43条	換気設備	×	×			
第44条	原子炉格納施設	○	×			
第45条	保安電源設備	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-8-1-1-2-6 設定根拠に関する説明書（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ）
第46条	緊急時対策所	○	×			
第47条	警報装置等	○	×			
第48条	準用	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-3-別添4 発電用火力設備の技術基準による強度に関する説明書

なし

技術基準条文	技術基準 変更有無	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 軽油タンク				適合性確認に必要な主な添付書類	
		当該設備に 要求される条文	当該工事における 適合性確認条文	当該工事に関わらず 新規制基準適合性申請で確認する条文	当該工事における 適合性確認要否の理由		
第4条	設計基準対象施設の地盤	○	○	×	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-2 耐震性に関する説明書
第5条	地震による損傷の防止	○	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-2 耐震性に関する説明書 VI-2-10-1-2-2-5 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 軽油タンクの耐震性についての計算書
第6条	津波による損傷の防止	○	○	×	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止	○	○	×	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
第8条	立ち入りの防止	×	×				
第9条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	○	×				
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×	×				
第11条	火災による損傷の防止	○	○	×	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-7 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書
第12条	発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止	○	○	×	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書
第13条	安全避難通路等	○	×				
第14条	安全設備	○	○	×	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
第15条	設計基準対象施設の機能	○	○	×	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	○	×				なし
第17条	材料及び構造	○	×				
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×	×				
第19条	流体振動等による損傷防止	×	×				
第20条	安全弁等	×	×				
第21条	耐圧試験等	×	×				
第22条	監視試験片	×	×				
第23条	炉心等	×	×				
第24条	熱遮蔽材	×	×				
第25条	一次冷却材	×	×				
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	○	×				
第27条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	○	×				
第28条	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等	○	×				
第29条	一次冷却材処理装置	×	×				
第30条	逆止め弁	×	×				
第31条	蒸気タービン	○	×				
第32条	非常用炉心冷却設備	×	×				
第33条	循環設備等	○	×				
第34条	計測装置	○	×				
第35条	安全保護装置	○	×				
第36条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	×	×				
第37条	制御材駆動装置	×	×				
第38条	原子炉制御室等	○	×				
第39条	廃棄物処理設備等	×	×				
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×	×				
第41条	放射性物質による汚染の防止	×	×				
第42条	生体遮蔽等	×	×				
第43条	換気設備	×	×				
第44条	原子炉格納施設	○	×				
第45条	保安電源設備	○	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-8-1-1-2-7 設定根拠に関する説明書（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク） 機器の配置を明示した図面 系統図 構造図
第46条	緊急時対策所	○	×				
第47条	警報装置等	○	×				
第48条	準用	○	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-3-別添4 発電用火力設備の技術基準による強度に関する説明書

技術基準条文	技術基準 変更有無	高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備 主配管				適合性確認に必要な主な添付書類
		当該設備に 要求される条文	当該工事における 適合性確認条文	当該工事に関わらず 新規制基準適合性申請で確認する条文	当該工事における 適合性確認要否の理由	
第4条	設計基準対象施設の地盤	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-2 耐震性に関する説明書
第5条	地震による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-2 耐震性に関する説明書
第6条	津波による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-2-10-1-2-2-6 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備 管の耐震性についての計
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
第8条	立ち入りの防止	×	×			
第9条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	○	×			
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×	×			
第11条	火災による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-7 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書
第12条	発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書
第13条	安全避難通路等	○	×			
第14条	安全設備	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
第15条	設計基準対象施設の機能	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	○	×			
第17条	材料及び構造	○	×			
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×	×			
第19条	流体振動等による損傷防止	×	×			
第20条	安全弁等	×	×			
第21条	耐圧試験等	×	×			
第22条	監視試験片	×	×			
第23条	炉心等	×	×			
第24条	熱遮蔽材	×	×			
第25条	一次冷却材	×	×			
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	○	×			
第27条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	○	×			
第28条	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等	○	×			
第29条	一次冷却材処理装置	×	×			
第30条	逆止め弁	×	×			
第31条	蒸気タービン	○	×			
第32条	非常用炉心冷却設備	×	×			
第33条	循環設備等	○	×			
第34条	計測装置	○	×			
第35条	安全保護装置	○	×			
第36条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	×	×			
第37条	制御材駆動装置	×	×			
第38条	原子炉制御室等	○	×			
第39条	廃棄物処理設備等	×	×			
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×	×			
第41条	放射性物質による汚染の防止	×	×			
第42条	生体遮蔽等	×	×			
第43条	換気設備	×	×			
第44条	原子炉格納施設	○	×			
第45条	保安電源設備	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-4-8-1-1-2-8 設定根拠に関する説明書（高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備 主配管(常設)） 主配管の配置を明示した図面 系統図
第46条	緊急時対策所	○	×			
第47条	警報装置等	○	×			
第48条	準用	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-3-別添4 発電用火力設備の技術基準による強度に関する説明書

なし

技術基準条文	技術基準 変更有無	125V蓄電池				適合性確認に必要な主な添付書類
		当該設備に 要求される条文	当該工事における 適合性確認条文	当該工事に関わらず 新規制基準適合性申請で確認する条文	当該工事における 適合性確認要否の理由	
第4条	設計基準対象施設の地盤	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-2 耐震性に関する説明書
第5条	地震による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目 (当該工事に伴って設備の主要寸法を変更するため)	VI-2 耐震性に関する説明書 VI-2-10-1-3-2-1 125V蓄電池の耐震性についての計算書
第6条	津波による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-2発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-2発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
第8条	立ち入りの防止	×	×			
第9条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	○	×			
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×	×			
第11条	火災による損傷の防止	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-7 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書
第12条	発電用原子炉施設内における 漏水等による損傷の防止	○	×	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-7 発電用原子炉施設の漏水防護に関する説明書
第13条	安全避難通路等	○	×			
第14条	安全設備	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-6安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
第15条	設計基準対象施設の機能	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目	VI-1-1-6安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目 (当該工事に伴って設備の容量を変更するため)	VI-1-1-4-8-1-2-1-1設備別記載事項のうち容量等の設定根拠に関する説明書 125V蓄電池
第17条	材料及び構造	○	×			
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×	×			
第19条	流体振動等による損傷防止	×	×			
第20条	安全弁等	×	×			
第21条	耐圧試験等	×	×			
第22条	監視試験片	×	×			
第23条	炉心等	×	×			
第24条	熱遮蔽材	×	×			
第25条	一次冷却材	×	×			
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	○	×			
第27条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	○	×			
第28条	原子炉冷却材圧力バウンダリの 隔離装置等	○	×			
第29条	一次冷却材処理装置	×	×			
第30条	逆止め弁	×	×			
第31条	蒸気タービン	○	×			
第32条	非常用炉心冷却設備	×	×			
第33条	循環設備等	○	×			
第34条	計測装置	○	×			
第35条	安全保護装置	○	×			
第36条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	×	×			
第37条	制御材駆動装置	×	×			
第38条	原子炉制御室等	○	×			
第39条	廃棄物処理設備等	×	×			
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×	×			
第41条	放射性物質による汚染の防止	×	×			
第42条	生体遮蔽等	×	×			
第43条	換気設備	×	×			
第44条	原子炉格納施設	○	×			
第45条	保安電源設備	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目 (当該工事に伴って設備の容量及び寸法を変更するため)	VI-1-1-4-8-1-2-1-1設備別記載事項のうち容量等の設定根拠に関する説明書 125V蓄電池 第1-4図単線結線図 第9-1-8-1-1図125V蓄電池構造図 第9-1-8-1-2図125V蓄電池 機器等の配置を明示した図面
第46条	緊急時対策所	○	×			
第47条	警報装置等	○	×			
第48条	準用	○	○	(○)	新規制基準適合性申請項目 (当該工事に伴って設備の容量及び寸法を変更するため)	VI-1-9-1-1非常用発電装置の出力の決定に関する説明書

なし